

このご意見提出者とは次のようなやりとりをしています。

第1回目ご意見提出：1月29日、委員会回答：3月21日

第2回目ご意見提出：4月9日、委員会回答：6月4日

第3回目ご意見提出：6月24日、委員会回答：8月7日

第4回目ご意見提出：8月10日

ここには第1回目のご意見とそれに対する委員会の見解を示します。

第2回目のご意見とそれに対する委員会の見解（2001年6月19日回答欄に記載）

第3回目のご意見とそれに対する委員会の見解および第4回目のご意見（2001年8月7日回答欄に記載）

も参照してください。

2001年3月21日

#### 頂いたご意見

行動指針 6 - 4 として以下の事項を追加することを提案します。

「6 - 4 会員は、常に社会一般の合理的な常識に敏感で、自らの行動がこの常識に常に妥当するように行動しなければならない。」

（理由）

（1）原子力に関する活動は常にフロンティアを開拓する先導的な活動を含むものであることから、その活動に参加している善意の者は、勢い社会を「教導」すべき立場にあると、認識しがちである。

（2）この感覚が高じたものとして、かつては「原子力モンロー主義」との用語が自己正統化のため用いられていたが、この用語が間違いであることは、原子力活動に対する社会側の近時の評価を考えれば明らかである。

（3）もちろん、原子力開発は未来の人類にとって必要不可欠な活動であり、原子力に対する社会側の偏見、無知に対しては、正しい情報を平易な形で積極的に提供する努力を会員は行わなければならない（この意味で行動指針3 - 4 第2文は正しい）。それは、会員としての責務であろう。しかし、「こんなに良いことを行っているのだから、理解が進めば、必然的に社会の側の協力が選られる。」との、一種傲慢な発想を持つ会員が未だに散見されることは、残念と言わざるを得ない。そのような発想では、前文に言う「社会における調和」を得ることは不可能であろう。

（4）すべからず会員は、社会常識のある謙虚さを持たなければならない。

（5）このように考えたとき、倫理規定（案）に会員の社会常識をかん養に関する項目が示されていないことは残念である。従って、上記の項目を追加していただきたい。会員は会員である前に適切な常識の有る社会人でなければならない。

（6）哲学的にはカントの有名な言葉があるが、その感覚を会員は不断に身につけるよう自らを律するべきである。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

ご提案の趣旨は 8 - 2 . と関係していると考えます。専門知識以外に「常識」が大切という趣旨はよく理解しますが、では「常識」とは何かとなると難しい問題となります。そのようなこともあり、とりあえずは原案通りとさせていただきたいと存じます。ただ、倫理規定に何をどこまで取り込むか、今後も検討を続けます。ご提案の趣旨は今後さらに検討させていただきたいと存じます。

#### 頂いたご意見

上記 に示した理由から、原案の文言中、以下の修正を希望します。

1 . 前文第 2 段落 2 行目「社会における調和と理解を得るよう努め、」を「社会における調和を図るよう努め、」に改める。

(理由)

( 1 ) 理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。もちろん、原子力活動に関与する者には、依然として高い使命感を維持することが求められ、その活動が社会に理解されることは重要重要である。しかし、理解されるかどうかは、会員の努力の結果であって、倫理規定(案)中に「理解を得るよう」とまで規定するのは、言いすぎである。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

押し付けの表現を改め、ご意見のように「社会における調和を図るよう努め」とします。

#### 頂いたご意見

2 . 行動指針 6 - 2 項柱書き中「啓蒙」を「提供」に改め、同項中「専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に」を「専門知識を平易な形態で広め、公衆が適切に判断できるよう情報を提供することに」に改める。

(理由)

( 1 ) 「啓蒙」の用語には、公衆を愚民視している感があるので、不適切である。(もちろん、一般人には「公衆」足得るよう、努力することが期待されていることは確かであるが、同時に、会員の中にも「啓蒙」されるべき者もいないとは言い切れない。これらの点は、原子力学界の倫理規定には表現しにくいであろう。逆に、積極的に一般人の理解能力を涵養するシステムを構築する努力を行うことは、原子力学会としての責務かも知れない。なお、原案では「専門家でない周囲の者」(行動指針 3 - 4 )と「公衆」(行動指針 6 - 2 )との関係が不明確であり、用度の整理が必要である。)

( 2 ) 公衆との関係では、難しいことを難しく説明し、「どうだ、恐れいったか!」というような雰囲気伝えることでは、公衆との関係は良好なものにならない。あくまでも、社会の常識に根差した、あるいは確実に「居場所」のある原子力であるべきである。従って、専門知識を広める際には、難しいことではあるが、「平易さ」が重視されるべきである。

( 3 ) 原子力の知識を広める目的は、公衆の「啓蒙」ではなく、公衆が適切に判断を行うことを可能とすることである。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

「啓蒙」を改め、「専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。」とします。

#### 頂いたご意見

前文、憲章5項及び行動指針5-1から5-4の情報公開に関する事項については、情報公開と情報提供との差異に関する考察の整理、法的関係の整理等を行った上で再度検討し、記述または構成をしなおす必要がある。従って、原案は支持できない。

(理由)

(1) 行動指針5-2項第2文は情報公開の趣旨とは異なる。「情報の公開」と「隠さないこと」とは次元が違う。

(2) 行動指針5-3は守秘義務とそれを果たさないことの法的な検討を十分踏まえた上での再起草を求めます。原案はあまりにナイーブ過ぎると考える。「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である」とはどのような客観的基準なのか。「公衆」、「信頼感」、「安心感」、「失わない」、「必要」、「情報」、「である」のすべてについて、客観的な判断基準が示せない限り、行動指針5-3は不適切と言わざるを得ない。

(3) 前文中「公開の原則」は、この問題にかかる歴史的な経緯、法的な経緯のみならず、価値観、立場の相違等に鑑みれば、定義を含め慎重かつ周到な記述が必要である。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

憲章5は「--するよう心掛け、公開を旨として、説明責任を果たすよう行動する。」と改めます。ただし、前文は、「公開の原則のもとに」をひとつの考え方として残しています。

#### 頂いたご意見

倫理規定案の取り扱い：この種の規定は、原案作成者がいかに客観性を念頭に置こうとも、特定の時期の、特定の立場の価値観を排除することはできない。従って、原子力学会として確定するのではなく、毎年原子力学会年会における「総論」部門等における恒常的なシンポジウムテーマとし、多数の会員による討議のために、確定することなく、オープンなもの(すなわち常に(未定稿のまま))としておくことを提案する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

本倫理規定の取り扱いについては、次の理由から学会規定として定めておくことが適切であると結論しました。すなわち、会員へこれを示し守る努力を促すことが大切であること、学会としての姿勢を鮮明に示すことも望まれていることです。しかし、見直しを行うことが当然であることは明確にし、制定後のフォローを行うことを当委員会として学会に求めることなどを行っていきます。